

居宅介護

令和元年10月報酬単価

居宅介護に おける 身体介護	30分未満	249 単位
	30分以上1時間未満	393 単位
	1時間以上1時間30分未満	571 単位
	1時間30分以上2時間未満	652 単位
	2時間以上2時間30分未満	734 単位
	2時間30分以上3時間未満	815 単位
	3時間以上	896単位に30分を 増すごとに+81 単位
通院等介助 (身体介護を 伴う場合)	30分未満	249 単位
	30分以上1時間未満	393 単位
	1時間以上1時間30分未満	571 単位
	1時間30分以上2時間未満	652 単位
	2時間以上2時間30分未満	734 単位
	2時間30分以上3時間未満	815 単位
	3時間以上	896単位に 30分を増すごとに+81 単位
家事援助	30分未満	102 単位
	30分以上45分未満	148 単位
	45分以上1時間未満	191 単位
	1時間以上1時間15分未満	232 単位
	1時間15分以上1時間30分未満	268 単位
	1時間30分以上	302単位に 15分を増すごとに+34 単位
	通院等介助 (身体介護を 伴わない場合)	30分未満
30分以上1時間未満		191 単位
1時間以上1時間30分未満		268 単位
1時間30分以上		336単位に 30分を増すごとに+68 単位
通院等乗降介助		98 単位

旧単価

居宅介護に おける 身体介護	30分未満	248 単位
	30分以上1時間未満	392 単位
	1時間以上1時間30分未満	570 単位
	1時間30分以上2時間未満	651 単位
	2時間以上2時間30分未満	732 単位
	2時間30分以上3時間未満	813 単位
	3時間以上	894単位に30分を 増すごとに+81 単位
通院等介助 (身体介護を 伴う場合)	30分未満	248 単位
	30分以上1時間未満	392 単位
	1時間以上1時間30分未満	570 単位
	1時間30分以上2時間未満	651 単位
	2時間以上2時間30分未満	732 単位
	2時間30分以上3時間未満	813 単位
	3時間以上	894単位に 30分を増すごとに+81 単位
家事援助	30分未満	102 単位
	30分以上45分未満	148 単位
	45分以上1時間未満	191 単位
	1時間以上1時間15分未満	231 単位
	1時間15分以上1時間30分未満	267 単位
	1時間30分以上	301単位に 15分を増すごとに+34 単位
	通院等介助 (身体介護を 伴わない場合)	30分未満
30分以上1時間未満		191 単位
1時間以上1時間30分未満		267 単位
1時間30分以上		335単位に 30分を増すごとに+68 単位
通院等乗降介助		98 単位

居宅介護

令和元年10月報酬単価

基礎研修課程修了者等により行われる場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	70 %
家事援助、通院等介助(身体伴わない)、 通院等乗降介助	90 %
重度訪問介護研修修了者による場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	
1時間未満	184 単位
1時間半未満	274 単位
2時間未満	366 単位
2時間半未満	457 単位
3時間未満	549 単位
3時間以上	633単位に30分 増すごとに+84 単位
家事援助、通院等介助(身体伴わない)、 通院等乗降介助	90 %
2人の居宅介護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
初任者研修課程修了者が作成した 介護計画に基づき提供する場合	90 %

旧単価

基礎研修課程修了者等により行われる場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	70 %
家事援助、通院等介助(身体伴わな い)、通院等乗降介助	90 %
重度訪問介護研修修了者による場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	
1時間未満	184 単位
1時間半未満	274 単位
2時間未満	365 単位
2時間半未満	456 単位
3時間未満	548 単位
3時間以上	632単位に30分 増すごとに+84 単位
家事援助、通院等介助(身体伴わな い)、通院等乗降介助	90 %
2人の居宅介護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
初任者研修課程修了者が作成した 介護計画に基づき提供する場合	90 %

居宅介護

令和元年10月報酬単価

事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	90 %
上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	90 %
事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)	85 %
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員等連携加算	564 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	

旧単価

事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	90 %
上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	90 %
事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)	85 %
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員等連携加算	564 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	

居宅介護

令和元年10月報酬単価

福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7.4 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %	新設

旧単価

福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %
-----------------	-------